

農家の皆様へ

河川・道路の刈草を再使用しませんか？

○条件は次のとおりです。

- ◆刈草は無料で提供します。
- ◆県とあらかじめ協定を結んでいただきます。
- ◆県が指定する場所に取りに来ていただきます。
- ◆自ら堆肥、飼料等に再使用していただきます。
- ◆刈り草を引き取った証として受領書を提出していただきます。

○農家の皆様と地域社会の皆様にメリットがあります。

農家の刈草利用のメリット

- ・ 無料提供なので経済的
- ・ 除草剤を使用していない有機資源である
→ 地力の増進、安心して安全な農産物栽培

地域社会のメリット

- ・ 自治体の焼却施設の負担減
- ・ CO₂ 発生の削減
- ・ 資源の有効利用

○刈り草の利用例

- ・ 牛の飼料
- ・ 畑のマルチング材（敷材）
- ・ 糞尿の水分調整剤
- ・ 畑地の土壌改良剤（鋤き込んで利用）

問い合わせ窓口

詳しくは愛知県東三河建設事務所維持管理課維持・修繕グループ
電話 0532-52-1333 までお問い合わせください。